

社会福祉法人豊岡市社会福祉協議会介護職員初任者研修学則

(開講目的)

第1条 高齢化社会が進む中、介護が必要になっても高齢者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、介護職員初任者研修課程を行い、専門知識と技術、実践する際の考え方のプロセスを身に付けた専門職を育成することを目的とする。

(研修事業の名称及び課程)

第2条 前条の目的を達成するため、次の研修事業を実施する。

- (1) 名称 豊岡市社会福祉協議会介護職員初任者研修
- (2) 実施課程 介護職員初任者研修
- (3) 形式 通学

(研修事業者の名称・所在地)

第3条 この研修事業（以下「研修」という。）は、次の事業者が実施する。

- (1) 名称 社会福祉法人豊岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）
- (2) 所在地 兵庫県豊岡市城南町23-6

(定員)

第4条 研修受講者の定員は、14名とする。

(研修長)

第5条 本研修の長は、本会の理事長をもって充てる。

(研修実施時期及び実施期間)

第6条 本研修は社会状況等を勘案して適宜開講し、実施期間は概ね6ヶ月程度とする。

(研修実施場所)

第7条 研修を実施するために使用する会場は、次のとおりとする。

- (1) 名称 豊岡市立豊岡健康福祉センター 第1会議室
所在地 兵庫県豊岡市城南町23-6
- (2) 名称 豊岡市立日高健康福祉センター 会議室及び視聴覚研修室
所在地 兵庫県豊岡市日高町祢布891-2

(研修カリキュラム)

第8条 研修のカリキュラムは、別紙のとおりとする。

(担当講師)

第9条 研修を担当する講師は、別紙のとおりとする。

(受講対象者)

第10条 研修の受講対象者は、心身ともに健康であり、原則として豊岡市内に居住し、介護業務に従事することを希望する者とする。

(研修の中止又は延期)

第11条 研修長が天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止又は延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程

を設定するなど受講者の不利益とならないよう最善の措置を講じることとする。

(受講の出願)

第12条 研修への受講を志願する者は、本会へ所定の受講申込書を提出することとする。

(受講の選考)

第13条 研修長は前項の受講志願者に対し、受講対象要件を満たしていない等の場合、受講を許可しないことができる。また、定員を超える受講の申し込みがあった場合は選考の上、受講者を決定する。

2 研修長は、受講が決定した者に受講の決定を通知する。

(受講手続き)

第14条 研修の受講が決定した者は、受講決定後、本会の事務所にて受講料の支払いをする。

(教科用図書)

第15条 研修において使用する教科用図書は、研修長が選定する。

(研修の評価)

第16条 本研修は受講生に対し、カリキュラムの全てを履修した者について筆記試験の採点結果に基づき修了評価を行う。評価は修了評価時に行う筆記試験の採点結果をA、B、C、D（A＝90点以上、B＝80点以上90点未満、C＝70点以上80点未満、D＝70点未満）の4段階に区分し、A、B、Cについては評価基準を満たしたものと修了の認定を行う。また、Dについては、修了認定の評価基準を満たさなかったとし、必要な再指導又は、補講等を実施した上で再評価を行うこととする。

(研修修了の認定方法)

第17条 研修修了認定については、次のとおりとする。

- (1) カリキュラムを全て履修した者を修了認定とする。
- (2) 1項目でも未履修のカリキュラムがある者は修了認定を行わないこととする。

(課程修了の認定)

第18条 課程の修了は研修長が認定する。全課程を修了した者については、研修長が修了を認定し、修了証書を授与する。

(補講)

第19条 研修の一部を欠席した場合の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 欠席した講義は、当該講義の補講を行うことにより、修了認定とする。
- (2) 当該講座の補講を行う時は、1日の場合5,000円、半日の場合3,000円を別途徴収することとする。

(受講料金)

第20条 受講者が負担する費用は、次のとおりとする。なお、研修開始後は、いかなる理由がある場合においても、受講料及びテキスト代の返金はできないものとする。

- (1) 受講料は、24,500円とする。
- (2) テキスト代は、5,500円とする。

(出席停止)

第21条 研修長は、受講生が次の各号に掲げるいずれかに該当した場合は、当該受講生の出席停止を命じることができる。

- (1) 他人に傷害、心身の苦痛又は財産上の損害を与える者
- (2) 施設又は設備を破壊する者
- (3) 講義その他の研修活動を妨げる者
- (4) 学習意欲が著しく欠けるなど、修了の見込みがないと認められる者
- (5) その他、研修の受講を継続することが、客観的に見て不相当と認められる者
- (6) 感染力の強い疾患を持っている者

(退講)

第22条 研修長は受講生から退講の申し出があった場合、当該受講生の退講を認めるものとする。

(募集方法)

第23条 本研修は受講生を募集するにあたり、本会広報紙、ホームページ等で募集を行うこととする。

(苦情処理)

第25条 本研修は、提供した研修に関する受講生からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を本会企画総務課に設置して適切に対応するものとする。

(個人情報)

第26条 本会は、研修を提供する上で知り得た受講生及びその家族の個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩しないこととする。また、受講生は講義や演習を行う上で知り得た情報を、第三者に漏洩することを禁止する。

(本人確認)

第27条 本研修初回受講時に、受講生本人と確認できる公的書類により、本人確認を行う。

(施行細則)

第28条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、本会がこれを定める。

附 則

この学則は、令和3年4月25日から施行する。